

# 職員の特殊勤務手当に関する意見

令和3年1月

埼玉県人事委員会



人委第555号

令和3年1月7日

埼玉県議会議長 田村 琢 実 様

埼玉県知事 大野 元 裕 様

埼玉県人事委員会

委員長 武笠 正 男

職員の特殊勤務手当に関する意見について

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当について別紙  
のとおり意見を申し出ます。

## 意 見

年々増加する児童虐待への対応及び防止対策を強化するため、国においては、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定し、専門的な業務に従事する児童福祉司の増員等、児童相談所の体制強化を図るための計画を策定した。

また、令和元年6月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、児童相談所の体制強化に係る措置等を定めるとともに、児童相談所職員の処遇改善について検討を行うこととした。

これを受け、国においては、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の2020年度に係る計画及び児童福祉司等の処遇改善について（令和2年2月21日付け子発0221第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）を発出し、児童相談所に勤務する児童福祉司等の処遇改善を図るため、令和2年度から特殊勤務手当の額を拡充することとした。

本県においても、児童虐待への対応は喫緊の課題であり、児童相談所に勤務する児童福祉司等は、児童虐待相談対応件数の増加等に伴う業務量の増大や休日・夜間にかかわらず、子どもの安全確保を最優先に対応しなければならないこと等により、業務の特殊性、困難性が増加している。そのため、国の措置内容を踏まえ、特殊勤務手当のうち福祉保健業務手当について、必要な措置を講ずることが適当である。

このことから、職員の特種勤務手当に関する条例（平成11年埼玉県条例第5号）の改正について、次のように意見を申し出る。

### 1 改正の内容

児童相談所に勤務する児童福祉司又は判定を行う所員が、社会福祉に関する業務に従事したときに支給する福祉保健業務手当について、業務に従事した月1月につき20,000円に引き上げること。

### 2 実施時期

令和2年4月1日から実施すること。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」